

福島県市町村国保広域化等連携会議設置要綱

(設置)

第1条 国民健康保険法第68条の2に基づき、市町村が保険者である国民健康保険（以下「市町村国保」という。）に関して、同条に定める「広域化等支援方針」の策定、変更等について意見の交換及び調整を行う（以下「意見交換等」という。）ため福島県市町村国保広域化等連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 目的、期間、市町村国保の現況、将来見通し、役割分担等
- (2) 事業運営の広域的取組み
- (3) 財政運営の広域的取組み
- (4) 国民健康保険収納率等についての県内の標準設定
- (5) その他、広域化等支援方針に関する事項

(組織)

第3条 連携会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長会から選出される者 6名
- (2) 町村会から選出される者 6名
- (3) 福島県国民健康保険団体連合会から選出される者 1名
- (4) 福島県保健福祉部長
- (5) 福島県の以下の関係課の職員

- | | |
|---------------|---------------|
| ①保健福祉部国民健康保険課 | ②保健福祉部保健福祉総務課 |
| ③保健福祉部地域医療課 | ④保健福祉部健康増進課 |
| ⑤保健福祉部薬務課 | ⑥総務部市町村財政課 |

2 連携会議に座長1名を置き、福島県保健福祉部長が務める。

3 座長は連携会議の会務を総理し、会議の招集、議事進行等を行う。

4 座長に事故等があるときは、座長がその都度指名する者が座長の職務を代理する。

5 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(下部組織)

第4条 連携会議にワーキング・グループを置くことができる。

2 ワーキング・グループは、県が指名する市町村の職員、福島県保健福祉部国民健康保険課職員、福島県国民健康保険団体連合会職員で構成する。

3 ワーキンググループに座長1名をおくものとし、構成員の互選により選任する。

3 第3条の規定は、第1項、第2項及び第4項を除き、ワーキング・グループに準用する。この場合、「連携会議」とあるのは、「ワーキング・グループ」に読み替える。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、福島県保健福祉部国民健康保険課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年9月2日から施行する。